

第 1 1 回
糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日(金) 午後1時30分から午後3時35分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員(19人)

| | | |
|---------|------|---------|
| 会長 | 1 番 | 内 野 敏 一 |
| 会長職務代理者 | 2 番 | 西 原 芳 幸 |
| 副会長 | 3 番 | 平 野 利 延 |
| 委員 | 4 番 | 中 原 誠 也 |
| | 5 番 | 中 園 秀 輝 |
| | 6 番 | 丸 山 文 子 |
| | 7 番 | 藤 嶋 政 秀 |
| | 8 番 | 成 吉 隆 義 |
| | 9 番 | 三 苫 幹 治 |
| | 10 番 | 増 田 耕一郎 |
| | 11 番 | 磯 部 絹 代 |
| | 12 番 | 宗 孝 幸 |
| | 13 番 | 三 坂 勝 弥 |
| | 14 番 | 松 尾 幸 子 |
| | 15 番 | 奥 功 |
| | 16 番 | 東 司 時 隆 |
| | 17 番 | 田 中 正 一 |
| | 18 番 | 原 田 正 成 |
| | 19 番 | 井 上 孝 治 |

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

議案第90号 農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出について

議案第91号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第92号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第93-1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第93-2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第94号 非農地証明願について

議案第95号 糸島市農業経営改善計画の認定にかかる意見聴取について

議案第96号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

議案第97号 糸島市農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について

その他

- 1) 農地移動適正化あつせんてん未届について（報告）
- 2) 農地移動適正化あつせん申出取下願について（報告）
- 3) 営農面談及び新規就農者ヒアリング資料について
- 4) 今後の予定について
- 5) その他

7. 農業委員会事務局職員

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 秋 | 山 | 順 | 二 |
| 農 | 地 | 係 | 長 | 前 | 村 | 永 | 久 |
| 主 | | | 事 | 赤 | 嶺 | 尚 | 人 |

事務局

職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。
引き続き、職務代理者の音頭で農業委員会憲章のご唱和を行います。

職務代理者

皆様、新年明けましておめでとうございます。昨年はいろんなことがあって、いい年じゃなかったのではなかろうと思っておりますが、令和2年に向けてしっかりいい年になるように頑張っていきたいと思っております。

それと、農業委員会とまた委員の皆様がますます発展しますように、よろしく願いいたしまして、ただいまより第11回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員の全員が出席しております。本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さんご起立の上、よろしく願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

事務局

内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いします。

議長

—— 省 略 ——

それでは、議事録署名人を指名いたします。議事録署名人は平野利延委員と中原誠也委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議案に入ります。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第90号「農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出について」ご審議をお願いいたします。

それでは、内容を事務局のほうから説明させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、登録申出につきましてご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま説明がありましたあっせん譲受候補者につきまして何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。
あっせん候補者登録について許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ということです。

議 長

それでは、次の義案に移ります。事務局。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。
議案第91号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。
こちらにつきましては事務局のほうで説明をさせていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらにつきましては議案書の53ページにあっせんのてんまつという形で届出を出しておりますが、昨年10月の総会で譲受候補者の選定を行いました。購入意思がないというところで不調となっております。今回改めて譲受候補者の選定をお願いするものでございます。
よろしく申し上げます。

議 長

それでは、あっせん推進委員とあっせん農業委員さんを指名いたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

ただいまよりあっせん候補者の選定をお願いいたします。そのほかの方はしばし休憩に入ります。

(休 憩)

議 長

それでは、選任が終わったようですので、候補者名をお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長 それでは、あつせん成立に向けてよろしくお願ひいたします。
 それでは、もう一度確認を事務局のほうよりよろしくお願ひいたしま
す。

事務局 **【候補者名読み上げ】**

議 長 それでは、次の議案に移らせていただきます。事務局お願ひします。

事務局 議案書の9ページをお願ひいたします。
 議案第92号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご
審議をお願ひいたします。

議 長 それでは、農地法第3条の受付番号1番をお願ひいたします。

農業委員 番号1番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、番号の2番をお願ひします。

農業委員 受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、番号3番をお願ひします。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上です。よろしくお願ひします。

議 長

続きまして、番号4番をお願いします。

農業委員

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしくをお願いします。

議 長

続きまして、5番、6番を私が説明させていただきます。
それでは、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

続きまして、番号6番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしくお願ひいたします。

今説明がありましたけれども、番号2番につきまして調査部会で面談をやっております。調査部会長より説明をお願いいたします。

そして、5番、6番は新規就農者でありますので、そちらも一緒に説明をお願いいたします。

調査部会長

営農面談の結果について報告いたします。

【資料に基づき読み上げて説明】

今回面談を行った経緯としまして、おととしの9月に農地を取得されましたが、翌月10月に一作もしないまま取得した農地の売渡しの申請をされています。その当時の調査部会でも面談を行いました。その際の理由として、農地の地盤などを調査しないまま購入に至ったこと、また、購入時期を誤った、反省しているとの回答でした。その申請につきましては買手側の適格要件の審査となるため、最終的には12月に許可となっております。

今回また買入れの申請が上がってきましたので、申請者自身が農地取得後に営農されるのかを聞き取るため、面談の前に、所有してある農地の作付状況と今回取得される農地の確認に行きました。

所有してある農地につきましては少し野菜が植えられていましたが、家

庭菜園的でガーデンフェンスなどで区切った畑にはしてありましたが、収益を上げるような感じではありませんでした。また、申請農地は大部分がガラスハウスが建築されていました。中はまだそのままの状態でありました。

これらのことから、これまでの経緯や状況を踏まえて面談を行っています。回答としまして、ハウスは20年ほど経過しているが、骨組みは立派にしており、十分活用できます。現在、オイスターマッシュルームや原木シイタケなど少量ですが栽培しています。申請地には菌床キノコ栽培を計画したいとおっしゃっていました。また、ガラスが破損している箇所もフィルムを張るなど予算をかけ全体的に修繕するとも言っていました。今回は必ず作付してくださいということを第3調査部会では強くお願いしております。面談の終わりには、購入するからには作付するということをおっしゃっていました。

面談については以上です。

続きまして、2人目です。

【資料に基づき読み上げて説明】

技術面では、従事者が長くミカン栽培をやっており、また、必要な農業機械も貸借されるそうで、問題はないかと思われそうです。また、申請地の荒廃地化している箇所も再生し、活用していく計画を伺いました。

第3調査部会としましては、収益計画には少し不安がありましたが、頑張ってくださいということで声をかけています。以上報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただいま3条の申請について説明がありましたが、質問、意見がありましたら、受け付けます。

農業委員

2番ですが、ハウスが建っているということですが、ハウス面積がどれくらいになるものか、ハウスの形態はどういうハウスか、お伺いします。

議長

事務局。

事務局

実測したわけではございませんが、ガラスの温室が建っておりました。ガラス張りですね。こちらの面積が3,532平米なのですが、概算で申し訳ありませんが、これの8割以上がハウスという形態で、ハウスが手前側と奥側といますか、西と南に建った状態で、この敷地面積の8割以上ぐらいが全てガラスで建てられたハウスという形態になっております。

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員 はい、わかりました。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら、どうぞ。

農業委員 新規就農者の件で質問したいのですが、今後の収益計画の中で作付面積が10アールだけ載っておりますが、野菜の分が2反5畝ぐらいですが、これだけの面積を購入されて作付面積がこれだけというとは合点がいきません。何かわかりましたらお願いします。

農業委員 ここはほとんどがミカン山です。そして、畑はほんの少しの、それぐらいの面積しかつけれないというような状況です。

農業委員 わかりました。

議 長 ほかに何か意見、質問ありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決とっていいでしょうか。
それでは、農地法第3条につきまして許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ですね。

事務局 今採決いただきましたが、農地法3条の許可審査表というところで議案書の8ページを説明させていただきます。
こちら7つの審査項目がございますが、こちらにつきまして「はい」に該当する場合は原則許可できないということになっております。全申請が「いいえ」に該当しておりますので、書面上の判断ということにつきましては許可相当であると言えるものでございます。
先ほど採決したとおり、全員というところで審査表の説明をこれで終わります。

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 別冊の議案になります。
 ページをめくっていただきまして2枚目の表になりますが、議案第9
 3-1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご審議を
 お願いいたします。

議 長 それでは、今月は第3調査部会が調査しております。調査部会長より説
 明をお願いいたします。

調査部会長 議案第93-1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につい
 て」。

【議案書に基づき読み上げて報告】

 農地区分は隣接する農地と3メートルほどの段差があり、第2種農地
 と判断でき、問題はありません。
 関係各課の意見も特に支障となる意見も出ておりません。
 第3調査部会では、周辺農地への影響がないため、許可相当と判断し
 ています。以上報告を終わります。

議 長 ただいま農地法第4条の申請の説明がありました。これにつきまして質
 問、意見がありましたら、どうぞ。ありませんでしょうか。

 (質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決に移ります。その前に、事務局より説明をお願いいた
 します。

事務局 またこちらの別冊になりますけれども、1ページ目の裏面ございま
 す。農地転用許可の審議につきましては一般基準と議案の立地基準につ
 きまして可否の判断をいただくわけでございますけれども、こちら一般基準
 につきましては、全て「適当」、または「支障なし」となっております。
 立地基準につきましては、第2種農地というところではほかに代替地がない
 ということもございまして、立地基準上も問題がありません。よりまし
 て、書類上の判断としましては、この申請につきましては許可相当である
 と言えるものでございます。以上でございます。

議 長 ただいま事務局のほうからも説明がありました。何か質問、意見があり

ましたら、お願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

4条申請について許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次に移ります。どうぞ。

事務局

議案第93-2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、調査部会長より説明をお願いいたします。

調査部会長

議案第93-2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農地区分は第1種農地ですが、北側の集落と接続して設置される住宅のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

都市計画法の開発許可を受けなければなりません。関係各課からは特に支障となる意見は出ておりませんので、第3調査部会では、周辺農地に影響もないことから、許可相当と判断しています。

続きまして、2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

この土地は昨年12月に農振除外許可の告示がなされています。

農地区分は第3種農地で問題ありません。関係各課の意見も特に支障となる意見も出ておりません。

第3調査部会では、周辺農地への影響がないため、許可相当と判断しています。

続きまして、番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

先月の総会で指摘しました設備の配置変更の増設を精査され、今回の申請となっています。

また、ニラ作付計画から原木シイタケへの作付作物の変更となっております。ニラについては電力の接続系統により作付が遅延し、去年1年間つくられ、3割減の収穫量ということを現地で聞き取りしました。実際に見て、ニラの色や生育も余りよくないように見受けられました。また、作物の変更については特に制限されているものでもありません。

関係各課からも特に支障となる意見も出ておりません。

第3調査部会としましては、周辺農地に影響がなく、許可相当と判断しています。

最後になりますが、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

第3調査部会では、周辺農地への影響がないため、許可相当と判断しております。以上報告を終わります。

議 長

それでは、事務局より審査をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の許可申請につきましては、別冊になりますが、1ページ目の裏面に記載しております一般基準と、次の2ページ、3ページにまたがる申請書の立地基準によって判断をするようになります。

まずは、一般基準ですけれども、この項目につきましては全て「適当」、「該当なし」となっており、問題がありません。

次に、立地基準となりますけれども、1番につきましては第1種農地となりますが、申請農地の所在が集落に接続して設けられる住宅というところで不許可の例外に該当するものでございます。こちらによって問題はございません。

2番につきましては、駅から300メートル以内というところで第3種農地でございますが、許可基準としては問題もございません。

3番につきましては、農振農用地の農地でございますが、一時転用というところで不許可の例外に該当するようになりまして問題ございません。

4番につきましては、農地区分が第2種農地ということで、他に代替地がないというところでございますので、こちらにつきましても問題がないと判断できます。

よって、書類上の判断では全ての申請につきまして許可相当であると言えます。以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま5条の申請につきまして説明がありました。番号3番につきましては12月総会の継続審議ということで出ておった分であります。

以上につきまして何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

農業委員

3番についてお伺いします。先月からの継続案件でございますが、そのときは計画図と実施図が違うということで、農用地に施設が建っておったというふうに私は記憶しておりますが、その後、改善がなされたのでしょうか、お伺いします。

議長

事務局。

事務局

指摘がございました点でございますが、議案書の28ページをお願いしたいと思います。

12月総会から引き続きますと、こちらの区画①の部分というところと区画⑤の部分がはみ出して増設になっている部分とか高さが足りないのではないかとこのところでご指摘でございます。

今回精査されたという内容につきましては、こちらの区画①につきましては今回申請が上がってきたという内容でクリアしますし、区画⑤につきましては31ページの断面図というのがございますが、28ページの区画後の色が濃くなっている分といいますか、ここにつきましては地上から2,110ミリ、2メートル10ですかね、こちらの部分をかさ上げする内容で是正されておるという内容でございますので、計画的には基準は満たすものと思われまます。以上でございます。

議長

よろしいでしょうか。

農業委員

はい。

議長

ほかに何かありましたら。

農業委員 受付番号4番の農地法第5条と4条の関係で、半分は自分の農地を農地以外のものに変えるときに適用されると思いますけど、さらに農地法第5条についても許可を出さないといけないということですか。

議 長 事務局。

事務局 おっしゃるとおり、農地法の4条、5条の条文の違いといいますと、まず、転用する行為自体の許可が4条、もしくは5条ということで、農地法の第4条につきましては、その転用行為に係る方が権利設定があるかないかというところですので、こちらの自作地を自分が転用行為者となるという部分で権利設定が発生しないということです。5条につきましては、その第三者の農地につきまして転用行為者が、所有権の移転とか貸借によって行うものでございますので、権利設定が生じるということで5条という使い分けになります。

こちらの分、転用計画としては一体的ですけども、自己所有地につきましては4条の許可、第三者の土地をする場合は5条の許可ということでこういう議案になりましたが、4条と5条の許可書が必要だというところでの申請でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員 4条は4条。5条にも4条申請と同一人が申請者として記載しないといけないのですか。

事務局 そうですね。それぞれ転用行為自体について4条及び5条の許可が必要だという内容でございます。

農業委員 そこはわかりますが、記載は5条申請も4条申請と同一人が譲渡人の一部として記載しないといけないのですか。

事務局 新しい別冊の議案につきましては、4条申請につきましては単純に申請人という表記になりまして、5条につきましては相手方がありますので、譲受人というところで記載させていただいております。

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員 はい。

議 長

ほかに何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

なかったら、自分からいいですか。

継続審議の件ですが、違法転用していますよね。最初の計画から。ならば、始末書か何かを取らなかったのですか、どうですか。

事務局

そうですね。こちらは事前着手というところで、御指摘受けたとおりでございます。事前着手の経過等を確認して始末書を徴取したいと思いません。先月の12月のときに区域の確定をしてくれというところで回答がなかったのも、継続審議となっていました。今回区域が広がったというところでもございましたので、御指摘のとおり、始末書が必要となります。

始末書という部分については必要でございますが、ご審議される上では一般基準、立地基準というところで、違法性がある云々というものも是正により申請が上がってきたと考えれば、追認許可も可能などではないかと考えておりますので、その辺含めてご審議いただければと思います。

議 長

ということで、始末書は後日もらうということだそうですので、よろしくお願いいたします。

ほかに何か質問、意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に入ります。

5条の申請につきまして番号1番から4番を許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。よろしく申し上げます。

(休 憩)

議 長

審議に移りたいと思います。

次の議案は94号ですけれども、95号と97号を先に行いたいと思います。事務局。

事務局

別冊の議案になります。

議案第95号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取につい

て」ご審議をお願いいたします。

農業振興課の担当者から説明を行います。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、農業振興課よろしくお願いいたします。

農業振興課

どうぞよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきたいと思えます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、地元委員、何かつけ加えることがありましたらお願いします。

農業委員

つけ加えると申しますか、家族3人でしっかり農業に頑張っているというふうに見ております。

議 長

ありがとうございました。

何かほかに質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、この提案に対しまして異議のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

議 長

ないようですので、改善計画の認定ということでお願いします。

議 長

次の議案に移ります。事務局。

事務局

こちらが別冊の議案になります。

議案第97号「糸島市農業振興地域整備計画の変更について」ご審議をお願いいたします。

担当から説明をさせていただきます。

議 長

事務局として農業振興課より説明をお願いいたします。

農業振興課 糸島市農業振興地域整備計画の変更についてご説明をさせていただきます。説明は座ってさせていただきますと思います。

それでは、配付の資料に沿ってご説明をさせていただきますと思います。

事務局 今から提案します整備計画の変更につきましては申請人がいらっしゃいます。農業委員会規則の議事参与の制限にかかってくるので、審議の際には退席をお願いいたします。以上でございます。

議長 それでは、説明をお願いいたします。それでは、3番だけを先に説明してもらって審議しましょう。

(退席)

農業振興課 そしたら、整理番号3番からご説明をさせていただきますと思います。

【議案書に基づき読み上げて説明】

整理番号3番の説明については以上になります。

議長 ただいま整理番号3番の説明がありました。これに対しまして意見、質問がある方はどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。
提案に対しまして異議がない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 異議がないということで、よろしくをお願いいたします。

(着席)

議長 それでは、続きの説明をお願いいたします。

農業振興課 それでは、整理番号1番からご説明をさせていただきますと思います。
整理番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

整理番号1番についての説明は以上でございます。

では続けまして、整理番号2番のご説明をさせていただきたいと思えます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

それでは続きまして、整理番号4番のご説明をさせていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、整理番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

ありがとうございました。

今説明がありました。整理番号3番を除いて1番から5番の中で質問、意見がありましたら、どうぞ。

農業委員

整理番号5番の件についてお伺いいたします。先日、促進協議会で現地を見たときに、排水ますのところに電気ケーブルが通って下のイチゴハウスにいていたと思いますが、その件に関して問題はないでしょうか。

農業振興課

排水のますを通して電気ケーブルを通すというのが通常そういう施工とすべきかどうかというところもあるかとは思いますが、恐らくそこを通すことが便宜上やりやすかったのだらうとは思いますが、ただ、それについてはやりかえていただく必要があるのかなと考えておるところです。土地については所有者の財産でもあるというところがございますけれども、そこが排水路として使っているところに隣の土地の方の電気ケーブルが通っていることをもって、こちらの計画を断念するという事はなかなか言えないところがございますので、そちらについては土地の所有者と隣の電気を使ってある方とでお話をいただいて解決をしていただくべきところかと考えております。

議 長

よろしいでしょうか。

農業委員

はい。

議 長

ほかに何か意見、質問がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ってよろしいでしょうか。
農業振興地域整備計画の変更の原案に対しまして異議のない方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員ということでよろしくお願ひいたします。

議 長

続きまして、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の46ページをお願いいたします。
議案第94号「非農地証明願について」ご審議をお願いいたします。

議 長

非農地証明願ということで、これも第3調査部会で審議しております。
調査報告をよろしくお願ひいたします。

調査部会長

それでは、議案第94号「非農地証明願について」報告いたします。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

車からおりて申請地のほうに行くと、竹やぶというか、道というのがなく山林化しており、農地への復元は困難であると認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第3調査部会では認定相当と判断しています。以上報告を終わります。

議 長

非農地証明願につきまして何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。
非農地証明の証明書の発行を同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員。

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の50ページをお願いいたします。
議案第96号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」のご審議でございます。
では、早速、内容のほうを説明させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 利用集積計画に対しまして5件の案件が出ております。これに対しまして意見、質問がありましたら、お願いいたします。

農業委員 4番と5番の売買金額が同じですね。いいですか。間違いはないですか。

議 長 事務局。金額が同じだということで指摘がなされております。

事務局 確認いたします。

議 長 今確認しておるということですので、ほかに何か意見、質問がありましたら、どうぞ。
事務局お願いします。

事務局 4番と5番ですけれども、この金額で間違いございません。同じ価格の分が上がってきたという内容でございまして価格の誤りはございません。

農業委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移ります。
利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。
議案はこれで全部終わりましたが、その他のほうに移ります。事務局。

事務局

【資料に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、これで全部終わりましたか。

事務局

それでは、閉会の挨拶を副会長よりお願いいたします。

副会長

今日は新年最初の総会ということで、皆さん本当慎重審議していただきましてありがとうございました。これで第11回糸島市農業委員会総会を閉会させていただきます。

令和2年1月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

3 番 平 野 利 延

4 番 中 原 誠 也